

か な が わ

ボランティア活動推進基金 21

「かながわボランティア活動推進基金 21」は、多様な主体が協働、連携して地域や社会の課題解決を図る協働型社会の実現に向け、非営利で公益を目的とする活動（ボランティア活動）の開始や拡充に対し、期限を区切って支援を行うものです。

急速な少子・高齢化、国際化や情報化などに伴う地域や社会の課題を克服し、多様なニーズに適切に対応していくためには、皆様とともに課題解決に取り組んでいく必要があります。

この基金の趣旨を踏まえ、先駆的でモデル性が高く、費用対効果に優れ、将来の自立を見据えた事業提案を求めます。



「かにゃお」は、NPO認知度向上を目的とした神奈川県のイメージキャラクターです。

<応募受付期間>

【令和5年度実施分】

協働事業負担金：令和4年6月15日(水)～7月20日(水)

ボランティア活動補助金：令和4年9月20日(火)～10月20日(木)

ボランティア団体成長支援事業：令和4年7月26日(火)～9月13日(火)

【令和4年度分】

ボランティア活動奨励賞：令和4年7月26日(火)～9月13日(火)

かながわ県民活動サポートセンター

基金 21

で

検索



かながわボランティア活動推進基金 21 の4つのメニュー

● 協働事業負担金

■ 地域や社会の課題解決に向け、県と協働して効果的に事業を行っていただく制度です。

○ 一般部門（分野を問わず） ○ 課題部門（年度ごとに県が特定の課題を設定）

ボランティア団体等と県とが対等な立場でパートナーシップを組んで行えば、一層の効果が期待できると考えられる事業を対象に、基金からその事業に要する経費に対し応分の負担をします。

● 事業に要する経費について年間 1,000 万円*を上限に負担金を交付します。

※ 別途審査会が定める最高交付額に基づく制限があります。

● 交付期間は原則最長3年間*です。

※ 年度ごとに審査があります。また、事業によって4年目以降（5年目まで）の継続を審査会で認める場合もありますが、その場合、別途事業計画（自立計画）の提出が必要です。



非対面でも実施可能な児童養護施設への就労支援普及活動

● ボランティア活動補助金

■ 地域や社会の課題解決に向け、ボランティア団体等が取り組む事業を支援する制度です。

ボランティア団体等が、地域や社会のニーズをとらえて自発的に取り組む事業や、社会システムの改革をめざしてチャレンジする事業などで、新たに立ち上げたり展開したりする事業を対象に、基金からその事業に要する経費の一部を補助します。

● 事業に要する経費の2分の1以内の金額で、年間 150 万円を上限に補助金を交付します。

● 交付期間は最長3年間*です。※ 年度ごとに審査があります。



在日ミャンマー人のための定住支援事業と人材育成

● ボランティア活動奨励賞

■ 地域や社会の課題に光を当てた実践的な活動に取り組むボランティア団体等を表彰する制度です。

地域や社会への貢献度が高く、他のボランティア団体等の活動のモデルとなり、今後さらに継続的な発展が期待できる活動に取り組むボランティア団体等を表彰します。

● 知事表彰状及び副賞（上限 30 万円）を贈呈します。



玉縄城の遺構群と文化財をボランティアで“守り、学び、次世代に伝える”活動の実施

● ボランティア団体成長支援事業

■ ボランティア団体が自立的かつ安定的に活動できるよう、県が中間支援組織等にその支援を委託して実施する事業です。

ボランティア団体の活動基盤整備のための事業の企画提案を募集し、実施事業及び受託者を選考の上、県と業務委託契約（単年度）を結びます。

● 事業受託者は、自ら企画提案した内容をもとに、審査会の意見を踏まえて事業内容を精査の上、県と委託契約を締結し、事業を実施します。

● 支援の対象となるボランティア団体は、事業受託者が公募、選定を行い、県の承認を得て決定します。



組織のリデザイン支援プログラムノウハウ移転事業

かながわボランティア活動推進基金 21 の特色

- 1 助成金額や継続できる期間など規模が大きい
- 2 分野を問わずに応募できる
- 3 事業に要する直接的な経費であれば、人件費にも使うことができる

応募者等の要件

I 協働事業負担金／ボランティア活動補助金

次のすべての要件を満たしていること

- ① 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業（宗教活動、政治活動、選挙活動に該当する事業を除く。）に自主的に取り組む特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、法人格を持たない団体及び個人（以下「ボランティア団体等」という。）であること
- ② 県内で活動を行っていること
- ③ 継続した活動が期待されること
- ④ 基金 21 の支援を受けることで、組織の運営基盤が整備され、安定的、継続的な事業運営を行っていくことが期待されること
- ⑤ 法人や法人格を持たない団体にあつては、市民の発意に基づき設立されたものであつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業（宗教活動、政治活動、選挙活動に該当する事業を除く。）を主たる事業として実施していること
- ⑥ 代表者等が暴力団員でないこと（神奈川県暴力団排除条例による）
- ⑦ 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会・幹事会の委員・幹事が、団体の理事長等代表者、副理事長、専務理事など中心的に業務を執行する役員や有給の職員でないこと

II ボランティア活動奨励賞

- ① 推薦者（応募者）は、県民、県内で活動するボランティア団体等（自薦も可）、ボランティア活動を支援している機関及び県内の市町村長
- ② 推薦を受けることができるのは、上記 I の要件を満たすボランティア団体等

III ボランティア団体成長支援事業

次のすべての要件を満たしていること

- ① 団体であること（特定非営利活動法人、一般社団法人、会社（法人格の種類や非営利性は問わない）、法人格のない団体（財産管理、代表者について定めた定款・規約等があること）など）
 - ② 県内でボランティア団体に対する支援を行っている団体で、事業終了後も引き続き県内で支援を行う意思を有していること
- ※ 事業受託者が行う支援事業の対象は、上記 I に掲げる要件（⑦を除く）のほか、県内で3年以上の活動歴を有し、協働型社会の担い手としての役割を果たす意思があるなどの要件を満たすボランティア団体です。（詳細は、別に作成する「かながわボランティア活動推進基金 21 事業等の募集のご案内」を参照願います。）

対象事業等の選考・決定

「神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会」が審査基準に基づく事前調査を、「神奈川県ボランティア活動推進基金審査会」が総合的審査を行い、対象事業等を選考します。その後、知事が同審査会からの答申を受け、対象事業等を決定します。

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会

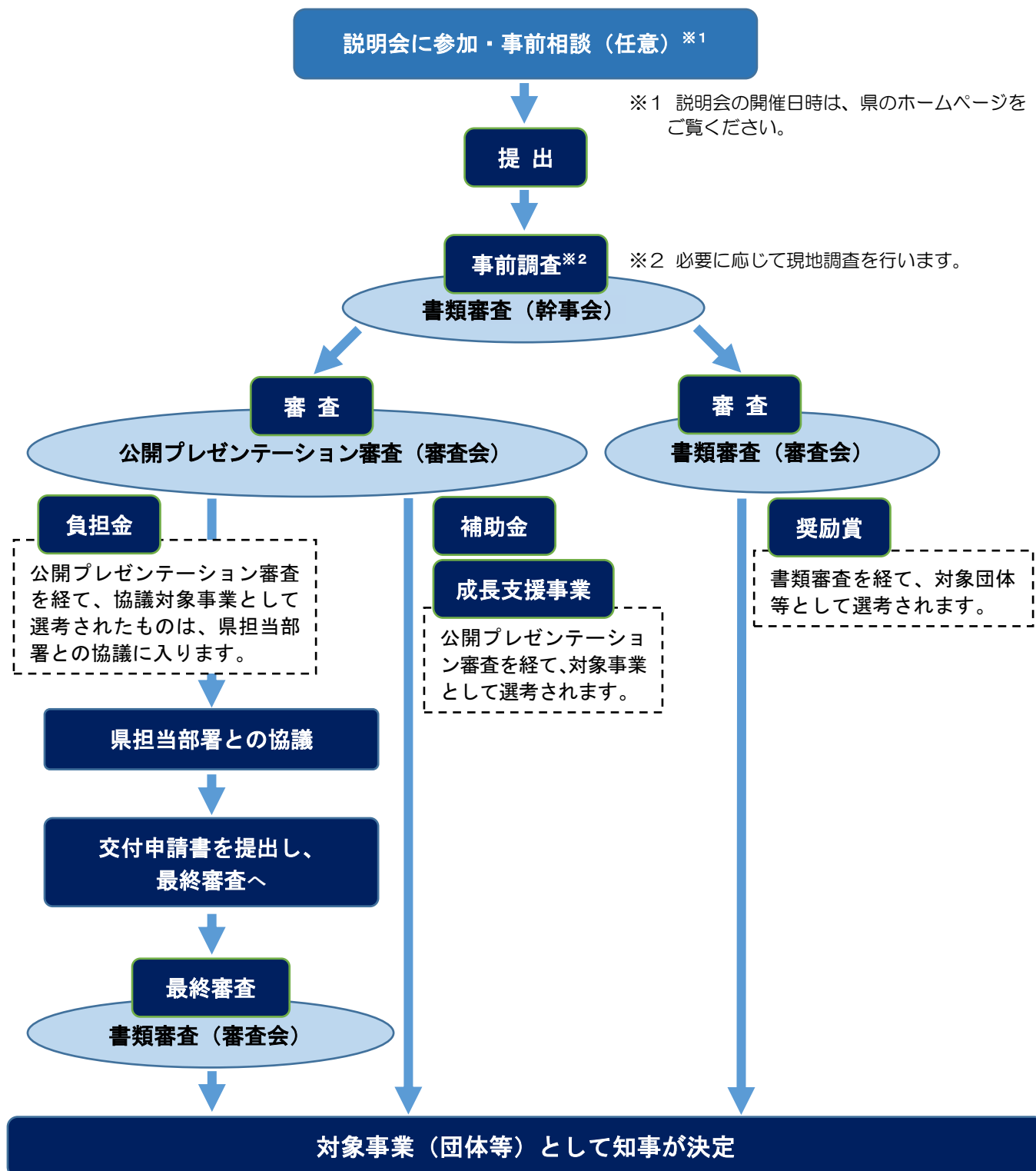
(会長)
中島 智人 産業能率大学経営学部 教授
(会長職務代理者)
為崎 緑 中小企業診断士
朝倉 敏文 公募委員
田中美乃里 (特非)地域魅力 理事長
水澤 弘子 さがみはら市民活動センター 総括責任者
峯尾 武巳 (特非)介護の会まつなみ 副理事長
山岡 義卓 神奈川大学経営学部 特任准教授
尹 貴淑 (株)神奈川新聞社 論説委員

神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会

(幹事長)
山岡 義卓 神奈川大学経営学部 特任准教授
(幹事長職務代理者)
森田 恵 湘南工科大学社会貢献活動支援室 特任講師
阪口 さゆみ 世田谷区立男女共同参画センターらぶらす 館長
菅沼 彰宏 明治学院大学ボランティアセンター 館長
高村 文子 三浦市民交流センター ニナイテ 館長
田代 美香 NPO 法人ぐらす・かわさき 副理事長
豊田 直之 NPO 法人海の森・山の森事務局 理事長
沼崎 真奈美 横須賀市立市民活動サポートセンター 館長

(いずれも令和4年4月1日現在。委員・幹事は交代する場合があります。)

応募から対象事業決定までの流れ



(問合せ先)

かながわ県民活動サポートセンター 基金事業課

TEL 045-312-1121 (内線 2831・2832) FAX 045-312-4810

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/cnt/f5258/>

または「基金 21」で検索

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 (かながわ県民センター 8階)